

令和3年5月19日

工大祭に参加しようとする団体 御中

参加資格を付与された団体 御中

参 加 団 体 御中

東京工業大学 工大祭実行委員会
委員長 千 脇 彰 悟

工大祭 2021 参加団体規約の変更について（通知）

「工大祭 2021 参加団体規約」を、同規約第 37 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り変更しましたので、同規約第 37 条第 2 項の規定により、通知します。

記

1 変更内容

別紙「工大祭 2021 参加団体規約の一部を改正する規約」のとおり

2 変更に至った経緯

- (1) オンライン企画を定義するとともに、工大祭 2021 参加団体規約をオンライン企画について適用する上で必要となる事項を規定した。
- (2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を考慮し、工大祭 2021 を実施しないことが令和 3 年 8 月 31 日までに発表されたときは、工大祭実行委員会が団体に参加金の一部を返還することを規定した。
- (3) 団体の参加金及び参加保証金の返還請求権について、必要となる事項を規定した。

問合せ先（担当）

東京工業大学 工大祭実行委員会 渉内局

電話 03-5734-2480（内線）2480

電子メール sanka@koudaisai.jp

ウェブサイト <https://koudaisai.jp>

工大祭2021参加団体規約の一部を改正する規約を次のように定める。

令和3年5月19日

東京工業大学 工大祭実行委員会
委員長 千 脇 彰 悟

令和3年度工大祭実行委員会規約第2号

工大祭2021参加団体規約の一部を改正する規約

工大祭2021参加団体規約の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(適用範囲)

第1条の2 本規約は、工大祭2021について適用する。

第2条第3号中「東京工業大学大岡山キャンパス内で」を「東京工業大学大岡山キャンパス又は工大祭実行委員会が指定するウェブサイト等において」に改め、同条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

十五 オンライン企画 工大祭実行委員会が指定するウェブサイト等において実施する企画をいう。

第14条第4項の次に次の2項を加える。

5 実行委員会は、参加金を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところに従って扱う。

一 実行委員会が、野外ステージ企画、模擬店企画、講義室企画又はその他企画を開催しないことを令和3年8月31日までに発表した場合 当該開催しないことが発表された企画について参加申請を行った団体に対して、当該団体が当該企画に対する参加申込金として納付した金銭の額から、第2項の規定により定められた当該企画区分の参加金の額に100分の50を乗じた額及び同項の規定により定められた当該企画区分の参加保証金の額を差し引いた額であって、零を超える額の金銭を返還する。

二 前号に掲げる場合以外の場合 参加金を返還しない。

6 前項第1号に規定する返還は、参加金の返還とみなす。

第32条第2項の次に次の1項を加える。

3 参加金の返還方法及び返還時期は、実行委員会が別途定める。

第35条第3項の次に次の5項を加える。

4 参加保証金の返還に必要な費用は、返還を受ける団体の負担とする。

5 参加保証金返還請求権を有する団体は、第32条第2項の規定により定められた参加保証金の返還期間内に、同項の規定により定められた参加保証金の返還方法によって手続を行わなかったときは、参加保証金の返還を受けることを拒んだものとみなす。

6 参加保証金返還請求権は、これが発生した時から90日を経過する日又は令和4年3月31日のいずれか遅い日までに行使しないときは、消滅する。

7 団体の参加金返還請求権は、第14条第5項の規定により実行委員会が参加金を返還することとなった場合において、参加金の具体的な返還額が確定した時に発生する。

8 第4項から第6項までの規定は、参加金について準用する。ただし、第5項中「第32条第2項」とあるのは、「第32条第3項」と読み替えるものとする。

第39条第2項の次に次の1項を加える。

3 本規約の一部の規定は、オンライン企画については、適用しない。いずれの規定をオンライン企画について適用しないかは、実行委員会が別途これを定める。

附則を次のように改める。

本規約は、令和3年4月1日から、その効力を有する。

附 則

この規約は、令和3年5月19日から、その効力を有する。